



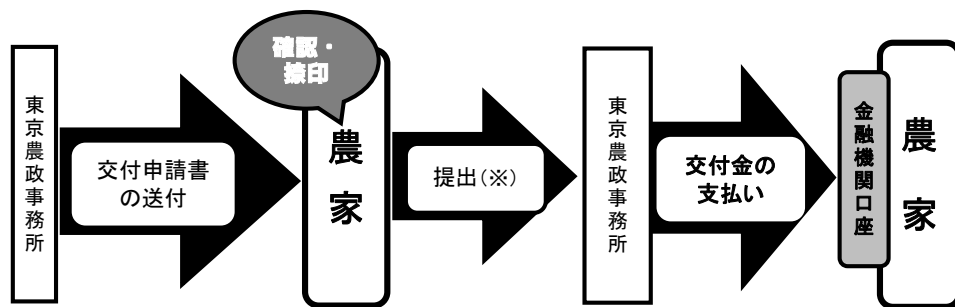
「戸別所得補償モデル対策」に加入された農家の皆様へ

# 始まります！！ 交付金の支払手続き

## ↓ 支払手続き

・東京農政事務所から必要事項が印字された交付申請書が各加入農家に送付されます。（10月25日以降）

・関係書類が届いたら、内容を確認・捺印の上、11月10日までに東京農政事務所へ提出してください。



※市町村・地域水田協議会を経由して、提出する地域もあります。

## ↓ 支払時期

### 米のモデル事業

標準的な生産費と販売価格の差額を補償する事業(岩盤対策)です。

・定額部分(15,000円/10a)については、年内(12月24日まで)に支払いを行う予定です。(※)

\* 具体的な時期については、東京農政事務所にお問い合わせ下さい。なお、都道府県ごとの交付時期は、農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/>)でもご覧になれます。

・仮に米価が下がっても、追加の支払い(変動部分)があります。その交付単価は、23年1月までの相対取引価格で決定し、23年3月中に支払いを行う予定です。

### 水田の利活用事業

・年内(12月24日まで)に支払いを行う予定です。

交付金の早期支払いのために、加入農家の皆様のご協力をお願いいたします。

ご不明な点は、東京農政事務所へご相談ください。

東京農政事務所計画課  
(戸別所得補償対策チーム)

03-3214-7312